

# 大会決議

(第28回全国中途失聴者・難聴者福祉大会in平和の都ひろしま)

2024年1月1日に、奥能登地方において震度7の地震が発生しました。現在も各地で復旧作業が続いております。被災された方々、関係の方々には謹んでお見舞い申し上げます。

全難聴は「能登半島地震における難聴者・中途失聴者への支援・配慮に関する緊急要望書」を全要研との連名で厚生労働省、国土交通省、内閣府宛て、それぞれの要望を提出しました。補聴器や人工内耳、電池等について関係企業・団体や現地の支援団体との連携を強化しています。

次に2024年7月初旬、最高裁判所大法廷は、優生保護法(1948～1996年)の下で、障害者が不妊手術を強制されたのは憲法違反であり、立法時点で違憲だったとし、国に賠償を命じる判決を言い渡しました。

判決のポイントとして、①個人の尊厳を定めた憲法13条と法の下での平等を定めた14条に反しており、国会の立法行為は違法だったこと ②除斥期間(20年)の適用は除斥期間を過ぎていたからと言って国が損害賠償責任を免れることは著しく正義・公平の理念に反し、到底容認できないこと ③国が旧法を通じて社会に障害者を差別する優生思想を広げ、被害者が訴えられない状況を作った差別を解消する責任があることなどがあげられます。

全難聴も加盟している全国の障害者団体・関係団体で構成する日本障害フォーラム(JDF)は、この判決を勝ち取るために、長きにわたり厳しい闘いを続けてこられた原告の皆様、それを支援する弁護士、優生保護法問題の全面解決をめざす全国連絡会をはじめとする関係者の方々々に心より敬意を表するとともに、「今後、誰もが差別されない社会を作っていくための新たな出発点となる」との声明を出しました。

一方、全難聴にとって、この裁判を通じて一つの問題点が浮き彫りとなりました。大法廷にて傍聴人向けの手話通訳者が公費負担により配置されたものの、要約筆記は用意されず大型モニターに裁判長の発言や判決理由の概要が映し出されるのみの状況でした。

このことに関連し、全難聴は全要研と連名で最高裁宛て「聞こえない・聞こえにくい人の裁判傍聴における情報保障についての要望書(緊急)」を提出し、要約筆記についても公費派遣を行うよう要望したことを申し添えます。

2022年8月に、「障害者の権利に関する条約」の日本政府報告に対する国連障害者権利委員会の審査が実施され、9月にはその総括所見が公開されました。

条約の「一般原則」の勧告には、「機能障害の種類にかかわらずすべての障害者が、社会における平等な機会および完全な社会参加に必要な支援を地域社会で受けられるように、障害者資格・認定制度を含め、障害に関する医学モデルの要素を排除するために、法律および規則を見直すこと」としています。全難聴の障害認定の見直し、デシベルダウンの主張を評価したものであり、

## 第28回全国中途失聴者・難聴者福祉大会in平和の都ひろしま

国際的な障害認定からかけ離れた現在の身体障害者福祉法の規定は大きな批判にさらされたと考えます。

保健・医療の分野においては、一昨年の世界保健機関(WHO)のヒアリングレポートに引き続いて、(一社)日本補聴器工業会が「JapanTrak 2022 調査報告」を発表しました。いずれも聴覚障害の実態とその課題を保健・医療の面から詳しく分析したものであり、上述の勧告と併せて、私たち全難聴の活動を外部から支える貴重な取り組みになります。

このような流れと軌を一にして、国政レベルでは「難聴対策推進議員連盟」の活動が継続されています。2020年からの「新生児聴覚スクリーニングの公費助成」や「聴覚障害児支援中核機能モデル事業」の実施に加え、療育面では、厚生労働省から2022年2月に「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」が発表され、より具体的な法制化の動きが加速しています。

しかし、成人・高齢者の難聴問題への取り組みは遅滞しており、身体障害者手帳の交付を受けることが出来ない成人・高齢難聴者に対する支援の地域格差が顕著であり、その改善が強く求められます。自己負担で補聴器購入の成人・高齢難聴者に対する自治体の公費助成を拡大することは、全難聴にとって焦眉の課題となっています。

また、全難聴が参画している内閣府主催の障害者政策委員会での「障害者基本法の見直し」についても議論が進んでいない点について、引き続き留意が必要です。

2023年に「新型コロナウイルス感染症」が「5類感染症」へと引き下げられましたが、このウイルスの世界的流行は、私たちの社会を変え、その影響は聴覚障害者の暮らしに及びました。

コロナ禍を乗り越えた今でも、マスクの着用率が高いことは、私たちを悩ませている要因の一つとなっています。各地のスーパーやコンビニエンスストア等において、レジカウンターに「耳マーク」を表示した指差しシートを設置しているケースが増え、社会隅々に「耳マーク」の認知度は確実に高まっています。

意思疎通支援事業分野では、厚生労働省が意思疎通支援事業の「遠隔手話通訳等」に要約筆記利用を含めることを全国の自治体に通知し、各地で遠隔要約筆記利用が広がりました。

しかし、制度利用に地域格差がみられ、全難聴はこの地域格差解消のため、本年1月に要約筆記事業研修会をオンライン開催し、遠隔での要約筆記利用理解の統一、遠隔要約筆記利用の障害者総合支援法意思疎通支援事業での位置付けなどを再確認しました。

また、障害者総合支援法では、複数の人の集まり・会議での要約筆記利用が制度化されていません。今後の障害者総合支援法改正において、私たちは、加盟協会と共有し団体利用の制度化についてその規定を盛り込む取り組みを更に強化していく必要があることを痛感しています。

一方では、全難聴は国際部を中心に国際協力機構から受託されたネパールにおける意思疎通支援システムの構築を支援するプロジェクトを実施しています。本プロジェクトは難聴を含む全てのコミュニケーション弱者を対象とし、得られた成果を日本における意思疎通支援システムの進化につなげていく所存です。

情報アクセシビリティ分野では、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」

## 第28回全国中途失聴者・難聴者福祉大会in平和の都ひろしま

は、「情報取得・意思疎通手段の個別性の尊重」「地域格差の解消」「情報の平等性(同一性)・同時性の保障」「デジタルリテラシーの涵養」を掲げる一方、「障害者等の意見の尊重」を明文化しています。その具体化として「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律における協議の場」に、全難聴として委員参加しています。

一方、電話リレーサービスでは、より一層のサービス充実のために、総務省と厚生労働省の連名で「通訳オペレーター養成カリキュラム」を実施主体である(一社)日本財団電話リレーサービスに通知されました。今後、カリキュラムにそって通訳オペレーターが養成される予定となっています。難聴者・中途失聴者向けの機能改善の研究も進めており、全難聴に対してその具体案について提示がありました。音声認識併用による文字表示電話の利用が進み、現在の「電話リレーサービス」の機能強化が進むことが期待されています。

また、全難聴は情報コミュニケーション4団体連絡会の構成団体の一員として昨夏、内閣府宛て「無人駅を視聴覚障害者も安全安心に利用できることを求める要望書」を提出しました。

2024年4月に「改正障害者差別解消法」が施行され、事業者による合理的配慮の提供が法的義務となりました。基本的事項として、合理的配慮における「過重な負担」や「環境整備」に関する考え方、国及び地方公共団体の役割分担並びに連携・協力に向けた取り組み等について検討が加えられており、私たちは法の趣旨が的確に運営されているかどうかを常に見極めつつ検証していく必要があります。

一方、障害者権利条約履行に対する日本政府報告について、対する国連障害者権利委員会の審査が2022年8月にスイスのジュネーブで開催されました。建設的会話を経て日本における条約の実施状況に関する評価として、勧告(総括所見)が公開されてから2年近くの歳月が経過しており、日本政府は今回の総括所見で示された勧告内容を受け止め、法制度や政策の改変に取り組む時期にさしかかっています。全難聴はJDF(日本障害フォーラム)の構成団体の一員として、日本政府の背中を押す活動を展開しています。

障害者政策委員会では第5次障害者基本計画の検討が進められていますが、障害者基本法の改正論議については進展がなく、全難聴は省庁ヒアリングでの意見提出やJDFや情報コミュニケーション関係4団体連絡会などの議論への参加を通じて、労働・教育・医療・情報コミュニケーションなど関係する分野に意見表明を行っており、今後も継続していく所存です。

数年来の事業報告でも記述している通り、全難聴が当事者団体として日本の障害者運動で意義ある活動を続けていくためには、組織面においても財務面においても「団体の社会的自立」が求められています。

数年来のコロナ感染拡大で活動が大きく制限され、構成員が減少している状況の中で、全国団体としての全難聴が、地域活動活性化のためにどのようなことが出来るのか、また地域の活動から何を学び全難聴の活動を充実させていくのかの議論が求められています。

## 第28回全国中途失聴者・難聴者福祉大会in平和の都ひろしま

### 1. 身体障害者福祉法の聴覚障害認定基準を国際的なレベルにしてください。

(デシベルダウン運動)

現行の聴覚障害認定基準は、国際的基準からみても通常的生活実態とは、かけ離れており、手帳ありきの福祉法では、中等度軽度難聴者への配慮がほとんどなく苦勞しています。

日本聴覚医学会では、25dB以上40dB未満を軽度難聴、40dB以上70dB未満を中等度難聴と分類していますが、総合支援法では平均聴力レベル70dB以上を身体障害者手帳の交付基準としている現状にあります。

特に幼少・学齢時の言語獲得期にある幼児・児童・生徒の聴覚補償は将来の社会を背負って立つ人材育成という観点からも重要な問題であり、この問題の重要性を認識した地方自治体では、学齢期に達した軽・中等度難聴児への補聴器交付や補聴援助システム機器の貸与等を、条例により実施しています。

また、急速な高齢社会の到来は、聞こえの障害を自覚できない高齢者(加齢性難聴)の著しい増加をもたらしており、認知症のリスクを防ぐ意味で高齢者を福祉サービスの対象とすることも重要な課題です。

このような現状を踏まえ、身体障害者福祉法別表の聴覚障害認定基準を早急に国際基準に合うように、生活上の困難度も加味した改定を求めます。

### 2. 難聴者・中途失聴者の完全参加と平等を保障してください。

2024年4月より「改正 障害者総合支援法」が施行されました。全難聴は、障害者権利条約に基づく障害者基本法、障害者総合支援法、障害者差別解消法について、完全な法令順守を求めます。その取り組みを更に前進させるために国レベル、全国の都道府県、市町村レベルの各種福祉政策決定の場に、私たち難聴者・中途失聴者の参画を求めます。

当事者の参画を保障した「私たち抜きに、私たちのことを決めないで！」という権利条約採択時の精神に基づき国、地域自治体が当事者の参加のもとに施策を進めることを求めます。

### 3. 社会のあらゆる分野で情報・コミュニケーションの保障を進めてください。

放送・通信、労働、教育、司法、選挙、交通、防災、文化・スポーツ等、社会のあらゆる分野で難聴者・中途失聴者の情報保障、コミュニケーション支援を求めます。

国や地方自治体がIT技術等を活用するにあたって、障害者権利条約の規定を受けて、インクルーシブ社会、情報バリアフリーを実現する環境整備と合理的配慮を求めます。各種補聴援助システム機器の整備、光・振動等信号装置、字幕とリアルタイム文字の表示、要約筆記などの意思疎通支援、音声認識機器等の活用による視覚情報、電話リレーサービス、遠隔通訳など必要な場における適切な対応が図れる施策を求めます。

また、公共交通機関の運行情報や公共施設における文字表出や補聴環境、教育の場での情報保障、娯楽施設、文化施設での文字による情報提供と補聴援助システムの整備や設置を求めます。

4. 難聴者・中途失聴者に対する福祉サービスの抜本的な拡充を求めます。

(1) 当事者の希望する補聴器の交付と補聴援助システムの新規交付事業を開始してください。

現在耳かけ型を基本とした交付が実施されていますが、両耳装用や耳穴形の装用も本人の希望に沿った交付が必要です。障害者総合支援法で給付されるデジタル補聴器も基本構造以外のハウリング抑制機能や周波数圧縮変換機能も必要です。補聴器や人工内耳では、音源から離れたところでの聴取は困難が増大するため、それを補うFM補聴器等の補聴援助システムの給付の拡大を求めます。また、交付判定にあたっては障害等級による制限を緩和し、必要性、有効性を判定の基準とするよう求めます。

近年は、身体障害者手帳の交付を受けていない高齢者への福祉対策として、何らかの形で補聴器の給付事業を実施している地方自治体が増えてきておりますが、助成額等で地域間格差が生じています。国民の間で不公平感が高まらないよう、国が主導して制度化していくことを求めます。

(2) 人工内耳体外機器更新、電池購入の公費補助を全国一律に実現してください。

人工内耳埋め込み手術が日本で開始されてから39年、保険適用から30年が経過しました。人工内耳体外機器更新、電池購入に公費補助をする自治体が増えています。しかしながら、補助の内容で地域格差が大きいのが現状です。全国一律の制度が構築されるよう求めます。

(3) 難聴者・中途失聴者の聴能訓練、筆談、手話、読話等のコミュニケーション手段の学習、生活訓練等の事業化を推進してください。

難聴者の自立には、補聴器装用訓練や情報保障手段の学習や習得など新たなコミュニケーション手段を学ぶ場が必要です。また、難聴者にとって集団としての交流は、社会参加の上で重要な生活訓練としての意義、意味があります。

中途失聴者の日常生活訓練の場、学習の場の確保ができるよう、事業の運営にあたっては、障害当事者・団体の運営や関与が必要です。当事者目線・視点に立った事業としてください。

5. 耳マークのより一層の普及を

1975年に「耳マーク」が制定されてから、2025年で50周年を迎えます。「耳マーク」は聞こえない・聞こえにくいのために様々な生活の場で苦悩を味わっている難聴者が考案したもので、聞こえの向上・保障を求めていく積極的な生き方を象徴しております。そして、「筆談などによる支援」は耳マークに添える重要なメッセージとして非常に多くの場で活用されています。

全難聴は「耳マーク」の目的とこれまでの普及の歴史を改めて振り返り、より一層の「耳マーク」の普及を通じて、中途失聴者・難聴者の社会参加の促進に努めてまいります。一層のご理解・ご支援を望みます。

6. きこえの健康支援センターの実現を推進してください。

聴覚補償の推進を医療、福祉の両面から制度化し、医療、福祉、就労、教育など総合的な支援が受けられるセンターを実現してください。

全国に聞こえに不自由な方は1,900万人に及び、そのうち900万人ほどが何らかの支援、サポートを必要としています。しかしながらこれに関わる社会的資源は分散しており、有機的な機能を果たせる機関が存在していません。

聴覚補償の推進には聴覚(補聴器)外来と補聴器給付事業のように医療と福祉のサービスや社会・成人教育、就労・教育を含めた分野との一体的・一元的な連携が図れる施設が必要です。また、聴覚障害者の情報・コミュニケーション手段に関する総合的対応ができる施設が必要です。よってこれらの機能を担う「きこえの健康支援センター」の実現を求めます。

7. 要約筆記者の養成、派遣事業に関わる事業の継続と充実を求めます。

(1) 要約筆記者指導者養成事業を継続してください。

要約筆記は、意思疎通を支援する通訳として法定化され、2006年から要約筆記者の派遣が市町村の必須事業となり、2013年からは、都道府県等での養成が必須事業になりました。

この事業の担い手を養成する「要約筆記者指導者養成研修」は、2011年から開催されています。要約筆記者は、高齢社会においても欠かせない社会資源であることから、指導者養成研修事業と現任の要約筆記者のレベルアップをはかる事業の継続と充実を求めます。

(2) 要約筆記者の派遣対象の拡大、範囲の拡大を求めます。

① 障害者総合支援法下での都道府県・区市町村実施要綱に、当事者団体への手話通訳

要約筆記者派遣を明記することを求めます。複数の同障害者のコミュニケーションにとって、なくてはならない要約筆記者公費派遣の実施の更なる推進を求めます。

② 職場への要約筆記者派遣について、雇用主の経済的負担を勘案した通訳派遣ができるよう介助者助成金や福祉制度での拡充・継続を求めます。

③ 聴覚障害者が社会人入学として高等教育機関に学ぶ方が増えています。高齢社会にあって、社会貢献、高い向学心を持つ中高年の方も多くなりました。このような場面で情報保障の配慮が受けられないことは差別にあたります。高等教育機関や社会教育の場で当事者が選択するコミュニケーション手段、通訳手段に応じた福祉サービスが受けられるよう求めます。

④ 全国の自治体において遠隔要約筆記利用の事業化・予算化を求めます。

(3) 要約筆記者派遣事業における、都道府県、市町村間を超えた派遣事業の実施を求めます。

障害者総合支援法での通訳派遣は地域で、また広域で福祉サービスを受けられるということになっていますが、都道府県内外でいつでも、どこでも、必要な場に要約筆記者の派遣ができ、私たちの権利が守られることが必要です。都道府県、政令市等での広域的な派遣事業を推進してください。

また、全国規模の団体への会議・集まりへの要約筆記者の派遣を実現する仕組みを作る

よう求めます。

8. 当事者団体の国際活動への参画に対する国からの支援を求めます。

国連障害者権利条約(障害者の権利に関する条約)の実践のため、国連や ESCAP 主導で第3次アジア太平洋障害者の十年行動計画(2013～2022 年)や持続可能な開発目標 SDGs(2016～2030 年)が策定されました。しかし、アジアでは実践に必要な全国レベルの難聴当事者の組織を持つ国が少ないのが現状です。そこで全難聴は、アジアを代表して難聴当事者の全国組織設立や難聴者の権利の啓発活動を支援していきます。そのためにも、JICA など国家レベルでの活動支援を強く求めます。

9. 組織強化に結び付けられる事業の拡大に、最大限の支援と助力をお願いします。

組織離れは時代の趨勢(すうせい)ではありますが、高齢社会の中にあって、QOLの高い暮らしをするために大切なのはコミュニケーションです。難聴になればあらゆる人とのコミュニケーションに障害をもたらします。聴覚補償分野では当事者を取り巻く環境整備はほとんど進んでいないのが実状です。中途失聴者・難聴者に対する福祉の充実は、現在の日本にとって最大の課題であると認識しています。ハード面、ソフト面も含めた世界レベルの実現が可能となるよう最大限の支援を求めます。

以上 決議します。

2024年11月24日

第28回全国中途失聴者・難聴者福祉大会 in 平和の都ひろしま

参加者一同